

1 お申込みにあたって

クラス年齢

令和8年度クラス年齢早見表 ※クラス年齢は令和8年4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で変わる事はありません。

クラス	該当生年月日 ※（ ）内は西暦	卒園年月日
5歳児クラス	令和2年4月2日（2020年）～令和3年4月1日生（2021年）	令和9年3月31日
4歳児クラス	令和3年4月2日（2021年）～令和4年4月1日生（2022年）	令和10年3月31日
3歳児クラス	令和4年4月2日（2022年）～令和5年4月1日生（2023年）	令和11年3月31日
2歳児クラス	令和5年4月2日（2023年）～令和6年4月1日生（2024年）	令和12年3月31日 (南砂第五・小規模認可 令和9年3月31日)
1歳児クラス	令和6年4月2日（2024年）～令和7年4月1日生（2025年）	令和13年3月31日 (南砂第五・小規模認可 令和10年3月31日)
0歳児クラス	令和7年4月2日（2025年）～	令和14年3月31日 (南砂第五・小規模認可 令和11年3月31日)

お申込みできる方と利用可能期間

保護者が以下の状況にあり、児童の保育が必要な方がお申込みできます。

保護者の事由	利用可能期間
①就労している場合 (1日4時間以上かつ月12日以上)	各事由に該当しなくなるまで
②疾病や心身に障害がある場合	
③介護をしている場合(※1)	
④災害復旧する場合	
⑤母が出産する場合	出産(予定)月の2か月前の月から、出産(予定)日から起算して57日目 が経過する月の末日まで
⑥求職中の場合 (1日4時間未満、月12日未満の就労も含む)	3か月以内
⑦就学している場合 (1日4時間以上かつ月12日以上)	在学終了月末まで
⑧就労・就学内定の場合(※2)	(各事由が開始することを前提として)事由に該当しなくなるまで
⑨申込児童の育児休業から復職予定の場合	就労事由に該当しなくなるまで ※ただし、 入園月の月末までの復職が必要 です。 復職後2週間以内を目安に「復職証明書(区様式)」をご提出ください。
⑩申込児童以外の児童の育児休業を取得中の場合	育休事由に該当しなくなるまで ※復職後2週間以内を目安に「復職証明書(区様式)」をご提出ください。

※1「介護」は、被介護者の年齢を問いません。被介護者が入園申込児童と別の方であれば対象となります。

※2「就労・就学内定」は、入園希望月中に①または⑦の事由に該当することを指します。

◆集団生活に慣れさせたい、幼児教育を受けさせたいといった理由でのお申込みはできません。

◆原則として江東区に住民票がある方のみお申込み可能ですが、申込時点で江東区に住民票がない場合でも、江東区に転入予定がある場合や、勤務地がある等の要件で申込みできる場合があります。(P.22「他自治体からのお申込み」参照)

◆利用事由に該当しなくなった場合、該当しなくなった月末で退園となります。詳細は、区ホームページ掲載の「在園ハンドブック」をご確認ください。

令和8年度からの主な変更点

項 目	内 容	参照ページ
育児休業取得により一時退園した児童が、下の子と同時に再申込みする場合の調整指数の廃止	育児休業取得により一時退園した児童（上の子）が、下の子の育児休業復職予定として下の子と同時に再申込みする場合の調整指数を廃止します。	P.38
短時間勤務制度の取扱いの緩和	短時間勤務制度を利用する場合に、契約（通常の就労）時間での指数付けとなる条件を、1日4時間以上（休憩時間含む）かつ月48時間以上の就労時間に緩和します。また、介護を理由に短時間勤務制度を利用する場合も対象とします。	P.36
4月入園一次募集の窓口受付における予約システムの導入	豊洲シビックセンター11階及び江東区役所7階で受付する4月入園一次募集の窓口受付において、日時予約受付を導入します。	P.10
育児休業延長を許容できる場合の申込みの取扱い変更	育児休業延長許容届の提出がある場合、調整指数18番（-50点）を適用します。また、4月入園二次募集から申込みを受付します。	P.18 P.38

お申込み前に必ずご確認ください

動画配信について

- ◆保育園の入園申込みをしたことがない方向けに、保育施設の入所に関する動画の配信をしております。保育園とはどういう施設なのか、基本的な手続きの流れなどをご説明します。
- ◆右記のQRコードをお持ちのスマートフォン等で読み取っていただくか、YouTubeで「はじめての保育園申込み 江東区」で検索してください。



▲YouTube 江東区 保育園

書類について

- ◆必要書類を全て揃えてからお申込みください。なお、**FAXによる受付は行いません。**
 - ◆申請書の希望保育園等の名称や園コードに間違いがないか、また、保育可能年齢や年齢制限について必ずご確認ください。
 - ◆提出された書類は返却できません。**提出前に必ずコピーをとり、保管してください。**入園内定後、各施設から独自に就労証明書等の書類を求められる場合があります。
 - ◆郵送で書類を提出した場合、未着や同封漏れなどについて、区は責任を負いません。
 - ◆各証明書は、**証明年月日から受付日（到着日）を基準として3か月以内のものが有効**です。なお、令和8年4月の入園申込みを行う場合、証明年月日から3か月以内の書類を既に（きょうだい入園児の書類や、令和7年度中に入園の申込みのために）提出している場合でも、再度取得し、申込みの際に提出してください。
- ※令和8年度4月申込みと令和7年度12・1月申込みを同時に行う場合は、書類を兼用として提出することが可能です。令和8年度4月の申込書類一式と、令和7年度12月・1月申込用に「令和7年度 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」をご提出ください。（必要書類や選考の基準などは、各年度の入園のしおりをご覧ください。）



お申込み後について

- ◆お申込み後、保育園等の入園までに家庭状況（就労状況・家族構成・保育状況等）に変更があったときは、指数が変更になり、入園の内定取消しや退園になることがあります。変更が生じそうな場合は、速やかに保育園ナビゲーターまで連絡してください。
- ◆お申込み後、保育園等の入園までに児童の健康状況に著しく変化があったときは、安全な集団保育ができないといった理由から、保育園等で受入れができない場合があります。速やかに保育支援課特別支援保育担当（03-3647-9503）へ連絡してください。
- ◆保育所等利用申込書の有効期間は年度内（令和9年1月入園が最後）です。ただし、求職中でお申込みされ、待機となった場合、書類の提出がないと自動取下げとなることがあります（P.30参照）。
- ◆申込時の保護者の状況により、以下の内容にご注意ください。

保護者事由	注意点
就労内定	就労を開始した場合は、証明日が就労開始日以降の「就労証明書（区様式）」をご提出ください。
就学（内定含む）	在籍校の卒業月の月末で教育・保育給付認定期間が終了します。 就学内定でお申込みされる方は入学後、在学証明書及びカリキュラムをご提出ください。（学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合は、カリキュラムの提出は必要ありません。）
出産	出産（予定）日から起算して57日目を経過する月の末日までが教育・保育給付認定期間となります。

- ◆認定期間が切れた場合は、自動的に申込みが取下げとなります。
- ◆希望園の変更は、変更希望月の受付締切日までに「保育所等利用申込の希望変更届（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）を記入し、保育支援課保育サービス係まで提出してください。（郵送・電子可、締切日必着）
- ◆お申込み後、入園・転園の意思がなくなったときは、各月の受付締切日までに「保育所等利用申込取下書（区様式）」を提出してください。

転園について

- ◆転園申込を行い、転園が内定した場合、原則、元の保育園等に引き続き在園することはできません。転園の内定を辞退しても、現在在園している保育園等は退園となります。
- ◆転園申込を行い、待機となった場合、年度中は申込みが継続します。そのため、当初の転園希望月以降に内定となる場合がありますので、転園の必要がなくなった際は、各月受付締切日までに「保育所等利用申込取下書（区様式）」を提出し、申込みの取下げを必ず行ってください。この期限を過ぎて、転園の申込みを取下げすることはできません。

利用調整について

- ◆申込時の指数（就労先・就労日数・就労時間）が、入園希望月まで継続するものとして利用調整します。入園内定後または入園時点で、転職等により指数が下がった場合は、内定取消しや退園となることがあります。（転職についての詳細は、P.34をご確認ください。）
- ◆指数付けの基準日となる日付（＝指数基準日）は、4月入園一次募集を除き各月の受付締切日です。指数基準日までに追加書類、不足書類等が保育支援課保育サービス係で確認できない場合、各書類の提出がないものとして利用調整を行います。
- ◆利用調整は、入園希望月の受付締切日までに提出された書類で行います。それ以降の提出については、次の指数基準日に該当する利用調整に反映されます。
- ◆5月以降の入園内定の連絡は、入園月の前月14日頃から電話連絡後、「利用調整結果通知書」を発送します。
- ◆入園内定後は、入園内定した保育園等で、登園開始日までに必ず面談と健康診断を受けてください。受けられない場合や、健康診断の結果によって集団保育が難しいと判断された場合は、入園内定を取消すことがあります。

(続き) お申込み前に必ずご確認ください

内定辞退について

- ◆内定辞退後、改めて保育園等の入園を希望する場合は、再申込みが必要です。
- ◆再申込みをする場合は、改めて申込書類一式のご提出が必要です。

転入予定でのお申込みについて

- ◆入園希望月の前月末までに江東区に転入し、保育支援課保育サービス係で入園申込みの手続き（本申込）をしてください。
手続きを行わない場合は、内定取消しや申込み取下げとなります。（P.22参照）

小規模認可保育園について

- ◆小規模認可保育園は、一部の施設で土曜保育を行っていません。（P.53～58の「保育施設定員一覧表」をご覧ください。）
- ◆P.38「調整指数9番」及びP.39「優先順位5番」については、連携施設等の整備状況によって、無くなる可能性があります。
なお、既に卒園後の連携施設が設置されたことから、下記表に該当する方は、2歳児クラスの卒園に伴う翌年度の4月転園申込時に、上記調整指数及び優先順位の対象外となります。

＜2歳児クラスの卒園に伴う翌年度の4月転園申込時に調整指数及び優先順位の対象外となる方＞

入園時期	対象施設
すでに在園されている方	おうち保育園とよす おうち保育園しのめ たかもり保育園 おうち保育園門前仲町 Kid's Patio 江東おひさま園 もりのなかま保育園 亀戸園 キャリー保育園にしおおじま もりのなかま保育園 北砂園 もりのなかま保育園 東砂園 小鳩スマート保育所 冬木

その他お申込みにあたって

- ◆「教育・保育給付認定決定通知書」は、「利用調整結果通知書」と併せて発送となります。
- ◆続けて複数回の提出があった場合は、最後に提出のあった申請を有効として扱います。
- ◆保育の利用基準に該当しなくなった場合は、申込みの取下げの手続きが必要です。
- ◆待機中に再度の申請があった場合は、以前の申込みは取下げがあったものとみなします。
- ◆親族が就労している保育園等の入園を希望することはできません。
- ◆お申込みの内容が事実と異なるときは、入園の申込無効、または内定取消しとなります。
- ◆施設によって、保育料以外の負担を求められることがあります。詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。
- ◆各施設の保育内容・状況を了承した上での申込みとなりますので、可能な限り、事前に見学等を済ませてください。

★園舎の広さや園庭の有無などの施設概要一覧表は、区ホームページに掲載しています。
 区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設 > 保育園等の申込をされる方へ
 > 認可保育園等の紹介 > 認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園の概要一覧表（PDF）



▲区ホームページ

- ◆卒園児を含む兄弟姉妹の保育料の滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。各月の指数基準日時点で滞納があると、利用調整において不利になります。（P.38「調整指数17番」参照）
- ◆区立認可保育園の月極延長保育の利用を希望する場合は、「区立保育園延長保育利用申込書（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）をご提出ください。提出がない場合、延長保育における利用調整は行いません。（P.9「月極延長保育とスポット延長保育」参照）

(続き) お申込み前に必ずご確認ください

入園後について

◆入園後の手続きなどについては、在園ハンドブックを必ずご確認ください。

区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設

> 保育園等に在園されている方へ> 在園ハンドブック（在園中の各種手続きのご案内）



▲在園ハンドブック

◆入園月中に1日も登園しない場合は退園となります。

◆在園中は、教育・保育給付認定の内容を継続的に満たしていることが必要です。

お申込み時の保護者事由	確認事項
育児休業復職予定	育児休業から復職予定で申込みをした場合は、 育児休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間） で入園月の月末までに復職し、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。（P.35「育児休業の取扱い」参照）
疾病・障害 介護・災害	事由に該当しなくなった月末で退園です。その他の事由に変更される方は、必要書類を提出してください。 （必要書類については、在園ハンドブックをご確認ください。）
就学	卒業月の月末で退園です。卒業後、すぐに就労を開始する場合は、「就労証明書（区様式）」を提出してください。就労以外の事由に変更される方は、必要書類を提出してください。 （必要書類については、在園ハンドブックをご確認ください。）
求職	入園月初日から3か月以内に1日4時間以上かつ月12日以上就労を開始し、「就労証明書（区様式）」を提出してください。（提出がない場合、退園となります。）

◆入園後、区外へ転出した場合、求職中の方は、継続して保育園等に在園できません。

◆保育・幼児教育施設の二重在籍（認可保育園に在園しながらインターナショナルスクールに在籍する等）はできません。

◆お申込時に提出された書類は、各施設と区で情報共有の為に使用することがあります。

◆継続入園・状況確認等のため、福祉事務所長より請求された各種書類を提出期限までに提出してください。

◆福祉事務所長が、利用調整等に必要な課税状況等の確認をすることの同意をいただきます。

◆退園される場合は、原則として退園月の5日までに、利用解除届を保育支援課保育サービス係へ提出してください。

※利用解除届は、在籍園、区役所役所3階12番窓口及び豊洲シビックセンターの入園相談窓口で入手可能です。